

みよし市多文化共生センター利用ガイド

平成24年4月1日
平成28年7月2日改正
令和5年4月1日改正

この利用ガイドは、本市において多様な文化や価値観を認めあう多文化共生のまちづくりを推進することを目的に設置された、みよし市多文化共生センターの円滑な利用について、必要な事項を定めるものです。

○設置場所

みよし市市民活動センター内

○開所時間

午前9時～午後5時

○休所日

日曜日及び祝日と年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）とします。

※施設の保守点検などのため、臨時に休所する場合があります。

1 多文化共生センターの利用

利用対象は、日本語指導ボランティア登録者と、市内において多文化共生に関する公益活動を行う3人以上で構成された非営利活動をしている団体と、本市の多文化共生・国際交流の推進において必要と認めた団体で、団体についての法人格の有無、組織の規模、活動実績は問いません。

ただし、団体の活動が次のいずれかに該当する団体は利用できません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体（過去3年以内も含む。）
- (5) 趣味サークルの活動

2 利用についての共通ルール

- (1) 飲食を目的とした利用はできません。
- (2) 施設内は禁煙です。
- (3) 机、椅子等の利用後は、元に戻してください。
- (4) 使用後は後片付けを行い、ゴミは各自でお持ち帰りください。
- (5) 駐車場が満車の場合は、市役所の駐車場を利用してください。

(6) 自転車、バイク等でお越しの場合は、所定の駐輪スペースに停めてください。

3 受付

- ・多文化共生センターの入口に備え付けの、受付簿に必要事項を記入してください。

4 センターの機能

(1) 日本語教室・打合せスペース

- ・毎週水曜日と土曜日の午前9時から午後1時までの間は、市が主催する日本語教室を開催するため、日本語教室以外の利用はできません。
- ・日本語指導ボランティアが、日本語教室の運営及び開催準備のために利用すること優先エリアを設置する場合があります。その際は案内表示に従ってご利用ください。
- ・利用予約は行いませんので、複数の団体の利用が重複した場合は長時間の占用をせずに譲り合ってください。

(2) パソコン及びコピー機

- ・パソコン及びコピー機は日本語教室運営のためのものですので、一般的の利用はできません。

担当課 連絡先

みよし市 総務部 協働推進課
電話 0561-32-8025 (直通)
FAX 0561-76-5702